

ロシアによるウクライナ侵攻に厳重に抗議し、恒久平和を求める決議

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国連憲章の重大な違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので、断じて容認できない。ましてや核兵器を使用することがあってはならない。

清瀬市議会として、ウクライナへの侵略に強く抗議するとともに、ロシア軍が即時にかつ無条件で撤退するよう、国際法に基づく対応を強く求める。

また、政府においては、関係各国及び国際社会との緊密な連携のもと厳格かつ適切な対応を講じられるよう、強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月2日

清 瀬 市 議 会